

A-3 福井県空き家有効活用推進事業			
事業主体	一般社団法人 福井県不動産のれん会		
対象地域	福井県		
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・福井県全域を対象とした相談体制を、県及び市町、解体業協会、司法書士会、建築士事務所協会等と連携して整備。 ・総合相談窓口1箇所を福井市内の当会事務所に設置し、全県の相談に対応。 		
成果計測指標 (相談対応件数)	空き家所有者本人及び その家族等からの相談件数	空き家利用希望者 からの相談件数	合計
平成26年度の実績	50件	47件	97件
事業期間内の目標	70件	50件	120件
本事業期間内の成果 (H28年2月26日時点)	63件	41件	104件

1. 事業の背景と目的

福井県の空き家率は、13.9%、全国27位（H25年住宅土地統計調査、全国平均13.5%）である。H20年調査より1.2ポイント改善しているものの、依然、空き家率は高い状況にある。

特に戸建住宅の空き家は、防犯や景観等の観点から大きな課題となっている。高齢化している地区や人口減少や転出入など様々な要因がある。

県内の空き家の所有者の抱えている様々な問題に対し、親身になって相談を受け付け、具体的にアドバイスすることによって、福井県内の空き家率の増加に歯止めを掛けることを目的とする。

2009年より3年間優良空き家利活用推進業務を行なった実績（空き家発掘894件、うち県空き家情報バンクの登録件数107戸、売買や賃貸になった利活用件数39戸）と当会独自のマイホーム転貸事業（3戸転貸）による空き家の様々な状況や空き家の所有者にアドバイスをした経験により、相談業務に従事する相談員に対し、適確に不動産関連の研修・育成をし、関連事業者等や地方公共団体施策との連携を図り、空き家所有者、空き家利用者への的確なアドバイスを行う。

昨年度は、事業期間が短期間で相談実績は97件と多かったものの、解決に至ったのは0件だったことから、今年度は、昨年度の相談者を含めてきめ細かくフォローアップを図るなどして、成果に繋げることも目標とした。

2年目となる今年度は、持続可能な取組みとして、当会事務局職員が初期相談の役割を兼務し、専門的な相談を当会の専門相談員が担う等の相談体制を工夫した。

また、新たな相談件数の増加に向け、出張相談会の開催・案内広告を増やし、市町に再度訪問し、当会の空き家相談総合窓口の紹介、市町広報への協力を働きかける。

2. 事業の内容

(1) 事業の概要

事業項目		概要
1) 基礎情報調査	1) 県・市町の相談窓口・支援制度の情報の更新	<ul style="list-style-type: none"> 県からの情報提供と市町への電話確認等により昨年度作成した県・市町の担当窓口・支援制度の情報を更新した。
2) 相談員の研修・育成	1) 相談マニュアルの修正	<ul style="list-style-type: none"> 昨年度収集した県・市町の担当窓口・支援制度の情報を更新した。
	2) 相談受付員の研修・育成	<ul style="list-style-type: none"> 今年度は、受付対応を専属相談員から当会事務局職員に変更することから、相談マニュアルを用いて曖昧な相談内容等を確認・聞き出す等の手順や方法、相続や税制等の専門知識を含めて分かりやすく研修を行い、相談受付員として円滑な応対ができるようにした。
3) 情報提供に資する資料等の作成	1) 情報提供パンフレットの情報更新	<ul style="list-style-type: none"> 県市町の支援制度 [27 年度版] を取りまとめ、昨年度のパフレットに折り込んだ。
	2) ホームページの掲載情報の更新	<ul style="list-style-type: none"> 県市町の支援制度 [27 年度版] により改訂された内容を修正した。
4) 相談事務の実施	1) 相談業務の実施	<ul style="list-style-type: none"> 「のれん会空き家管理センター」にて相談業務を実施し、電話・メール・来訪相談に専門相談員が対応した。 今年度の相談対応の流れは、相談受付員（2 名）が相談受付シートに基づき相談内容を聞き取り、対応した。より専門的な相談対応が必要な場合は聞き取り内容を専門相談員に取次ぎ、専門相談員が電話等で対応した。
	2) 出張相談会	<ul style="list-style-type: none"> 相談窓口のある当会（福井市内）へ足を運べない県民等の相談機会を増やすため、集客力のある大型 SC において当会の会員や宅地建物取引士や賃貸不動産経営管理士等を相談員とする出張相談会を 8 回実施し、相談対応した。
	3) 窓口及び出張相談会の周知	<ul style="list-style-type: none"> 相談窓口及び出張相談会の開催案内チラシをその都度作成した。 チラシ、パンフレット、ホームページを通じて周知するとともに、県市町に働きかけ、市町に再度訪問し、当会の空き家相談総合窓口の紹介、市町広報に協力して頂けるよう要望した。 有料の広告（無料宅配誌・新聞・ホームページ）も併用し、定期的に PR をした。
5) 効果促進事業	1) 空き家劣化診断モデル事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> 相談者から劣化診断の要請があった場合の診断体制の構築や診断ノウハウの蓄積、診断事例等の相談業務への反映等を目的として、（一社）福井県建築士事務所協会と連携した劣化診断モデルを実施した。 劣化診断を受けた利用者に対し、アンケートを実施し、有料化に向けた検討を行なった。

(2) 事業の手順

交付決定（6月12日）から事業終了までの間の事業の内容と手順を、以下のように進めた。

全体事業進捗管理表

提出日	平成 28 年 2 月 26 日	登録NO	A-3		事業主体 一般社団法人 福井県不動産のれん会						
			6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
1) 相談業務に必要なとなる基礎情報調査	① 県市町の担当窓口・支援制度等に係る調査(27年度版)		ヒアリング								
2) 相談員の研修・育成	① 相談マニュアルの修正										
	② 相談受付員の研修・育成										
3) 空き家等の所有者への情報提供に資する資料等の作成	① 空き家所有者等向け情報提供パンフレット			折込デザイン	折込印刷						
	② 会のホームページへの空き家相談等の専用画面の設置							改訂版公開			
4) 相談事務の実施	① 相談業務の実施							相談事務			
	② 出張相談会				開催 ●●●				開催 ●●●	開催 ●●●	
	③ 窓口及び出張相談会の周知					広報掲載	HP 掲載				
	・窓口周知チラシ		デザイン・配布	デザイン・配布	デザイン・配布	デザイン・配布	デザイン・配布				
	・県市町広報のお願い		県市町訪問								広告 ●●●
	・新聞広告等				広告 ●●●				広告 ●●●		広告 ●●●
5) 効果促進事業	① 空き家劣化診断モデル事業の実施										
	② 地域における空き家等の実態把握		ヒアリング								事業成果報告会参加
6) 報告書作成	完了実績報告書および事業報告書等の作成										

(3) 事業内容

1) 相談業務に必要なとなる基礎情報調査

① 県・市町の相談窓口・支援制度の情報の更新

- ・福井県からの情報提供等により昨年度作成した県・市町の支援制度・担当窓口の情報 [27年度版] を作成した。 (表1)
- ・昨年から新たに支援制度を整備したのは、16市町（重複含む）で、内訳は購入支援6市町、改修支援が8市町、除却支援が2市町であった。購入支援が、昨年度1市町から6市町に増えたのは、空き家情報バンクを活用してU・Iターン者を増やそうとする表れと思われる。また、除却支援が、昨年度3市町から5市町に増えたのは、特措法の施行の影響と考えられる。

表 1 県・市町の支援制度・担当窓口 [27 年度版パンフレットより抜粋]

※太枠部分：更新内容

● 鯖江市

U・Iターン者空き家購入支援事業	県外からのU・Iターン者が、「ふくい空き家情報バンク」に登録されている一戸建て住宅を購入する金額への補助 【補助金額】購入に要する費用の1/3 上限50万円	建築営繕課 0778-53-2240
U・Iターン者リフォーム支援事業	県外からのU・Iターン者が、「ふくい空き家情報バンク」に登録されている一戸建て住宅を購入または賃借してリフォームを行う費用への補助 【補助金額】リフォーム工事に要する費用の1/3 上限50万円	

● 越前市

まちなか空き家等リフォーム支援事業	中心市街地区域において、空き家（戸建てまたは共同住宅）の水廻りの回収などを行う場合、費用の一部を補助 【上限 100 万円 共同住宅の場合上限 50 万円】	都市計画課 0778-22-3012
まちなか空き家解体支援事業	中心市街地区域において、空き家を解体し、住宅の建替えまたは土地の売却を予定している人を対象に解体費用の一部を補助 【上限 100 万円】	防災安全課 0778-22-3081
越前市老朽危険空き家解体撤去事業	老朽危険度、危険状態の程度が、市が定める基準を満たす空き家の解体撤去工事に要する費用の一部を補助（所得制限あり） 【補助金額】解体撤去工事費の1/3 上限50万円	

● あわら市

リフォーム支援事業補助金(定住促進)	県外からのU・Iターン者が「ふくい空き家情報バンク」に登録されている一戸建て住宅を購入してリフォームを行う費用への補助 【補助金額】対象工事費の1/3 上限20万円	建設課 0776-73-8031
--------------------	---	---------------------

● 永平寺町

U・Iターン者空き家住まい支援事業	空き家住宅の有効活用を図りながら、U・Iターン者の住まいの支援を目的として、空き家の購入及び改修工事に要する費用の一部を補助 【補助金額】対象購入費または工事費の1/3 上限50万円	建設課 0776-61-3948
永平寺町空き家等解体及び撤去事業	適正に管理されていない空き家等を早急に解体除却してもらうために、指導に従い除却を講ずる場合、空き家等の解体及び撤去費用の一部を補助 【補助金額】最大50万円	総務課 0776-61-3941
永平寺町住まいる定住応援事業（住宅取得費）	若者の住宅取得に必要な経費・子育て経費の一部を助成 住宅購入世帯に対し助成 【助成金額】(中古住宅) 定住促進地域：10万円 定住促進地域以外：5万円	総合政策課 0776-61-3942

2) 相談員の研修育成

①相談マニュアルの修正

- ・昨年度専属相談員向けに専門的なわかりやすく解説した詳細マニュアルを作成済みのため、今年度は更新した県・市町の支援制度・担当窓口情報をマニュアルに追加した。 (表2)

表2 相談マニュアル目次

※アンダーライン：今年度修正・追加更新した項目等

<p>(I) 来店時の対応</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 来客対応のポイント 2. 空き家相談受付シートへの記入 (相談者と相談員) 3. 空き家所有者の場合 4. 空き家利用希望者の場合 5. 相談記録データベースに入力 6. 日時報告 <p>(II) 電話での対応</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 受け方 2. 空き家相談受付シートへの記入 (相談員) 3. 空き家所有者の場合 4. 空き家利用希望者の場合 5. 相談記録データベースに入力 6. 日時報告 <p>(III) 相談フォームから対応</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 相談フォームの必須項目と任意項目について 2. 空き家所有者の場合 3. 空き家利用希望者の場合 4. 電話の回答法 5. メールでの回答法 6. 空き家相談受付シートへの記入 (相談員) 7. 相談記録データベースに入力 8. 日時報告 <p>(IV) 相談者の経過確認について</p> <p>(V) 空き家の活用等について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 空き家の適正管理 2. 空き家の活用「売買」 3. 空き家の活用「賃貸」 4. 空き家の解体 <p>(VI) 連携先について</p> <p>(VII) 提携先不動産業者について</p>	<p>【資料1】福井県空き家管理業者一覧</p> <p>【資料2】空き家・空き地の問題点</p> <p>【資料3】空き家発生による外部不経済の実態と損害額の試算</p> <p>【資料4】家財道具、不用品等の廃棄手続きと廃棄費用算</p> <p>【資料5】売買・賃貸の査定金額の目安</p> <p>【資料6】売却に関する税務 (譲渡所得税)</p> <p>【資料7】売却に関する登記</p> <p>【資料8】売却に関する法務 (基礎知識)</p> <p>【資料9】売却に関するトラブル事例</p> <p>【資料10】賃貸に関する所得税</p> <p>【資料11】賃貸に関する法務</p> <p>【資料12】賃貸に関するトラブル事例</p> <p>【資料13】賃貸の諸手続き</p> <p>【資料14】実際にあった解体工事の被害例</p> <p>【資料15】その他相談先</p> <p>【資料16】福井県不動産のれん会会員リスト</p> <p>【資料17】福井県建物解体業協会会員</p> <p><u>【資料18】県・市町の支援制度と担当窓口</u></p>
---	---

②相談員の研修・育成

- ・今年度は、持続可能な相談体制として、受付対応を専属相談員から当会事務局職員2名を相談受付員に変更し、当会会員の宅地建物取引士や賃貸不動産経営管理士等を講師として、相談マニュアルを用いて曖昧な相談内容等を確認・聞き出す等の手順や方法など分かりやすく研修を表3のとおり行い、相談受付員として円滑な対応ができるようになった。(写真1)
- ・より専門的な相談対応が必要な場合は、聞き取り内容を専門相談員に詳細に取次ぐことが出来るようになった。

表3 相談受付員の研修について

実施日	場所	時間 (h)	研修内容
6/16	事務局	3	空き家相談受付シートの記入方法の研修
6/17	事務局	3	空き家相談受付シートからの取次方法の研修
6/18	事務局	3	パンフレット説明の研修
6/22	事務局	3	パンフレット説明の研修、相談対応シュミレーション
6/23	事務局	1	不動産基礎知識（賃貸）の研修
6/23	事務局	1	不動産基礎知識（売買）の研修
6/23	事務局	1	不動産基礎知識（管理）の研修
6/25	事務局	1	不動産基礎知識（解体）の研修
6/25	事務局	0.5	不動産基礎知識（税務）の研修
6/25, 6/29	事務局	3	接遇、相談マニュアル（Ⅰ）～（Ⅳ）の研修
6/29	事務局	1	相談マニュアル（Ⅴ）適正管理の研修
6/29, 6/30	事務局	1	相談マニュアル（Ⅴ）売買の研修
6/30	事務局	1	相談マニュアル（Ⅴ）賃貸の研修
6/30	事務局	1	相談マニュアル（Ⅴ）解体の研修
6/30	事務局	0.5	相談マニュアル（Ⅵ）（Ⅶ）取次先と取次方法の研修
合計		24	

写真1 相談受付員の研修・育成



3) 空き家所有者への情報提供に資する資料等の作成

① 空き家所有者等向け情報提供パンフレットの情報更新

- ・ 県・市町の支援制度・担当窓口 [27 年度版] を取りまとめ、昨年度のパンフレットに折り込み、相談会や窓口で相談者に配布した。 (図 1) (表 1)
- ・ さらに、当会設立 20 周年記念講演会 (11/10) の際に、パンフレット、県・市町の支援制度・担当窓口 [27 年度版]、チラシを来場者に配布した。

図 1 配布した空き家パンフレット「わが家のイエ活マニュアル」



よくある質問 Q&A

Q 今は空き家にしてありますが、数年後には自分で使いたいの、その時まで貸すことはできるのでしょうか？

A 契約期間を自由に定めて貸す「定期借家契約」を選択することで、契約終了後使用することができます。契約期間が1年以上の場合は、貸主は期間満了の1年前から6ヶ月前までの間に、借主に契約を終了することを通知する必要があります。なお、貸主と借主が合意すれば、再契約することは可能です。

Q 借地上的建物を所有していますが、売ったり買ったりすることは出来ますか？

A 土地所有者（地主）に無断で賃借権を譲渡したり、土地を転売したりすると、地主から契約を解除できると規定されており問題があります。もし、売却や賃貸を希望している場合は地主の承諾を必ず取りましょう。なお、地主に承諾を拒否された場合、承諾に代わる裁判所の許可を得る手続きもありますが、次の入居者と地主との関係も異なりますので、普段から地主とコミュニケーションを取っておくことが大切です。

Q 遠方のため管理が大変です。

A 空き家の管理サービスを行っている業者を利用すると安心です。定期的に訪問し、高圧洗浄や建物の確認などを行ってくれます。なお、自治会の方に定期的に連絡して様子を聞いてもらうことも良いですね。また、底に防草シートを敷いたりすると草刈りの回数が減るのでオススメです。

Q 空き家を売ると、どのような費用がかかるのですか？

A 売却する家や売却方法によって異なりますが、次のような費用がかかります。
① 仲介手数料（売却をお願いした不動産業者に支払います。）
② 売買契約書に捺印する印紙代
③ 住宅ローンなどの減価償却が残っている場合、償却権の抹消登記費用など
④ 測量費用など

Q 登記の名義が亡くなった両親のままになっていますが、売却できるのでしょうか？

A 売却可能です。手続きの流れとしては、相続人の名義に変更してから、購入者へ名義を移します。相続人が複数いる場合は全員の同意が必要となるなど、手続きに時間がかかる場合が多いので事前に司法書士に相談することをお勧めします。

Q なぜ使えなくなった空き家を壊さずにそのままにしておくと、問題があるのでしょうか？

A 売ることでも買すこともできないような家を放置すると次のような問題があります。
① 雑草がびこり、ご近所に迷惑がかり、苦情となります。
② 不審者の侵入による治安の悪化、不審火の発生の原因となります。
③ 古くなった建物の倒壊や崩壊により、近隣に被害が及びます。
④ 建物の維持管理（草刈り、窓開け等）が大変です。

②ホームページの掲載情報の更新

- ・昨年度に引き続き、当会のホームページに空き家相談等の専用画面において、相談窓口・出張相談会の告知、支援制度窓口、相談問い合わせフォーム（メール相談対応）、劣化診断、活用（賃貸・売買）、管理、解体についての告知等を行った。<http://www.norenkai.or.jp/akiya/>
- ・今年度は、県・市町の支援制度・担当窓口 [27年度改訂版] も掲載した。 (図2)

図2 『ホームページ』トップページ、県・市町の支援制度・担当窓口 [27年度版]

The image shows two screenshots from the website. The left screenshot is the homepage, featuring a banner for 'のれん会空き家ReBORNプロジェクト' (Norenkai Vacant Home ReBORN Project) with a '相談無料' (Free Consultation) badge. Below the banner is a navigation menu and a section titled '空き家の活用・管理など、お困りの方はお気軽にご相談ください。' (For vacant home utilization, management, etc., please feel free to consult if you are troubled). The right screenshot is the '支援制度窓口' (Support System Window) page, which lists support programs for various municipalities including Fukui Prefecture, Fukui City, and various towns. It details subsidy amounts and conditions for programs like '福井県住宅診断制度' (Fukui Prefecture Residential Diagnosis System) and '平成27年度 福井県木造住宅耐震化促進事業' (Heisei 27 Fiscal Year Fukui Prefecture Wood-frame Residential Seismicity Promotion Project).

③空き家管理サービスの案内、申込書の作成

- ・昨年度、web 調査や電話ヒアリングにより県内の管理サービス業者 15 社を把握したが、兼業が多いことと実績等は教えて頂けなかったこともあり、相談者への情報提供や信頼できる業者紹介が課題となった。
- ・このため、市町や地域から信頼のある専門業者に空き家管理サービスへの取組みを働きかけたところ、「サービスの担い手はいるが、営業能力がない」とのことだったので、のれん会と連携する形で福井市を含む県北部エリアを対象にサービスを実施することになった。
- ・今年度は、情報提供と利用のし易さに配慮し、空き家管理サービスの案内、申込書を作成し、希望者に配布した。 (図3)

図4 専門相談の対応フロー

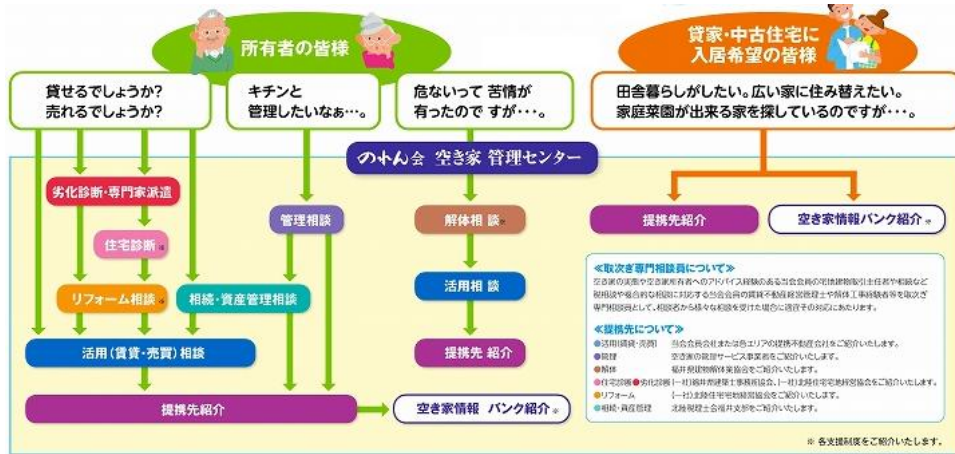


図5 空き家相談受付シート

相談日
H 年 月 日

空き家相談受付シート

相談方法 電話 ・ メール ・ 来訪 ・ 相談会 ・ その他 ()

大枠内にご記入または○を付けてください。

相談種別	空き家所有者(本人) ・ 空き家所有者(本人以外) ・ 空き家利用希望者	
フリガナ	生年月日	S・H 年 月 日
氏名	電話番号	-
	携帯番号	-
住所	〒	
住所エリア	福井市 敦賀市 小浜市 大野市 勝山市 鯖江市 あわら市 越前市 坂井市 永平寺町 池田町 南越前町 越前町 美浜町 高浜町 おおい町 若狭町 福井県以外在住	
年代別	20歳未満 20歳以上30歳未満 30歳以上40歳未満 40歳以上50歳未満	
	50歳以上60歳未満 60歳以上70歳未満 70歳以上	
相談項目	維持管理 売りたい(売却) 買したい(賃貸) 解体	※複数選択可
相談内容	買いたい(購入) 借りたい(賃借) その他 ()	
アンケート	Q 1 . 空き家相談総合窓口をどちらで知りましたか? ※複数選択可	
	A ① ホームページ ② テラシ、パンフレット ③ 県・市町の広報誌 ④ 県・市町窓口の紹介 ⑤ 当会会員の紹介 ⑥ 連携団体の紹介 ⑦ セミナー ⑧ 情報誌のれん会ホームページ ⑨ 新聞・雑誌・テレビなど ⑩ その他 ()	
	Q 2 . 今までどちらか専門家や行政に相談したことがありますか? A ① 相談したことはない ② ()に相談したことがある。	

(裏面に続く) のれん会空き家管理センター TEL 0776-21-5151 FAX 0776-21-5156

【空き家所有】 売りたい(売却) 買したい(賃貸) 維持管理 解体	物件エリア	福井市 敦賀市 小浜市 大野市 勝山市 鯖江市 あわら市 越前市 坂井市 永平寺町 池田町 南越前町 越前町 美浜町 高浜町 おおい町 若狭町
	物件所在地	
	所有者との続柄	本人 家族 その他 ()
	建築年月	S・H 年 月 設計図書 有り 無し
	築年数	10年未満 20年未満 30年未満 40年未満 50年未満 50年以上
	土地面積	m ² 坪 建物面積 m ² 坪
	構造	木造 軽量鉄骨造 重量鉄骨造 RC造
	階数	階建
	タイプ	居室数 室 K DK LDK
	間取り	
【空き家利用】 買いたい(購入)	希望額	円 ~ 円
	空き家年数	居住中 1年未満 3年未満 5年未満 5年以上 10年以上
	帰宅回数	まったく戻らない 年1回 年2回 年6回未満 年12回未満 月1回以上
	その他希望	
	希望エリア	福井市 敦賀市 小浜市 大野市 勝山市 鯖江市 あわら市 越前市 坂井市 永平寺町 池田町 南越前町 越前町 美浜町 高浜町 おおい町 若狭町
	土地面積	m ² 坪 ~ m ² 坪
	建物面積	m ² 坪 ~ m ² 坪
	タイプ	居室数 室 K DK LDK
	希望額	円 ~ 円 入居者数 人
	その他希望	
【空き家利用】 借りたい(賃借)	希望エリア	福井市 敦賀市 小浜市 大野市 勝山市 鯖江市 あわら市 越前市 坂井市 永平寺町 池田町 南越前町 越前町 美浜町 高浜町 おおい町 若狭町
	タイプ	居室数 室 K DK LDK
	希望賃料	円 ~ 円 入居者数 人
	その他希望	
【個人情報使用目的について】 ご記入された個人情報は以下の目的にのみ使用し、お客様の同意なしには以下の場合を除いて、第三者に提供いたしません。 ●統計データを作成し、行政機関、空き家管理等事業推進協議会等の報告を行うため。 ●統計データを作成し、今後のサービスの開発をするため。 ●お客様ご自身の、取次ぎ関係先に、住所・氏名・電話番号等の開示。 ●統計データの作業を外部へ委託する場合、住所・氏名・電話番号等の開示、但し、当該業務委託先・提携先と当法人との間で秘密保持契約を締結し、お客様の個人情報を保護します。		
受付日	相談員	回答内容
受付日	相談員	回答内容
受付日	相談員	回答内容
受付日	相談員	回答内容

②出張相談会の開催

- ・昨年度と同様に、当センターへ足を運ばない県民等の相談機会を増やすため、集客が見込める大型SC（福井市）で計4回、住民に信頼性がある観点から、福井市と敦賀市の2市と連携し、市役所や男女共同参画センターで計4回（福井市2回、敦賀市2回）の計8回出張相談会を開催し、計41件の相談を受けた。 （写真2）
- ・相談員の体制は、昨年度の経験から空き家所有者からの相談が多いと考え、専門相談員（宅地建物取引士や賃貸不動産経営管理士）を2～4名配置した。
- ・相談は41件で、会場別の内訳は、大型SCが20件、市役所等が21件と、市役所等がやや相談件数が多かった。理由は、市の広報と信頼性と考えている。
- ・なお、相談者の評価は、中心部にあり行きやすい、また開催してほしいと概ね好評価だった。

写真2 出張相談会

<p style="text-align: center;">ショッピングシティ ベル</p>  <p style="text-align: center;">H27/8/8</p>	<p style="text-align: center;">福井市役所</p>  <p style="text-align: center;">H27/8/26</p>
<p style="text-align: center;">「ラブリーパートナー エルパ」</p>  <p style="text-align: center;">H27/8/30</p>	<p style="text-align: center;">敦賀市 男女共同参画センター</p>  <p style="text-align: center;">H27/12/12</p>
<p style="text-align: center;">敦賀市役所</p>  <p style="text-align: center;">H27/12/16</p>	<p style="text-align: center;">「ラブリーパートナー エルパ」</p>  <p style="text-align: center;">H28/1/9</p>

③窓口及び出張相談会の周知

- ・窓口周知については、相談窓口及び出張相談会の開催案内チラシをその都度作成した。(図6)
- ・6/24~7/23 市町に訪問し、当会の空き家相談総合窓口の紹介、市町広報への掲載の協力を要望した結果、3市町の広報に掲載された。(図7)
- ・さらに、ホームページ、有料の広告「福井新聞『ぷりん』による広告8回や無料宅配誌『ファミリー』による広告3回」によるPRを実施した。』による相談窓口及び出張相談会の周知を行った。(図8~9)

図6 出張相談会周知チラシと現地ポスター

のれん会 空き家ReBORNプロジェクト

空き家 無料出張相談会 相談無料

空き家をどうすると良いのか 専門相談員がお答えします!

開催日 平成28年 1月9日(土) 1月23日(土)

開催時間 10:00~16:00

開催場所 福井市大和田2丁目 ラブリーパートナー エルパ 1F中央エスカレーター近く

福井市

開催日 平成28年 1月20日(水)

開催時間 10:00~16:00

開催場所 福井市大手3丁目 福井市役所1F市民ホール

のれん会 空き家ReBORNプロジェクト

空き家 無料相談会 相談無料

空き家についてのお困りごと 専門相談員がお答えします!

平成28年 1月23日(土)

開催時間 10:00~16:00

開催場所 福井市大和田2丁目 ラブリーパートナー エルパ 1F西入口エスカレーター近く

一般社団法人 福井県不動産のれん会 お問い合わせ TEL 0776-21-5151

のれん会 空き家管理センター 福井県福井市御幸4丁目12-15

図7 県・市町広報

『あわら市』市政広報

『敦賀市』市政広報

空き家無料相談会

空き家をお持ちの方、空き家を利用したい方のための無料出張相談会を開催します。お気軽にご参加ください。

①12月12日(土) 10時~16時
②12月16日(水) 10時~16時

①男女共同参画センター
②市役所1階市民ホール

問合せ先
のれん会空き家管理センター
☎0776・21・5151
http://www.norenkai.or.jp/

第67回 敦賀市成人式

H27年8月号

H27年12月号

図8 福井新聞『ぷりん』H28年1月5日掲載 図9 無料宅配誌『ファミリー』H28年1月6日掲載



④相談実績

※ [件] 内は前年度比

i) 相談件数

相談窓口を開始した平成27年7月1日より104件 [+7件] の相談があった。うち、問題解決に至ったのは22件で、内訳は売買が14件、賃貸が2件、解体が6件だった。 [皆増]

(表5) (表8~10)

ii) 相談者の内訳

相談者は、空き家所有者本人が43件 [+5件]、所有者本人以外が20件 [+8件]、空き家利用希望者が41件 [▲6件] だった。

(表5)

iii) 相談方法

電話が40件 [▲5件]、メールが4件 [±0件]、来訪が19件 [▲13件]、相談会が41件 [+25件] だった。この結果、県内在住者には、市町からの紹介・広報が有効で、県外在住者には市町からの紹介・広報に加えて、ホームページも有効であることが分かった。

(表5)

iv) 相談内容

相談内容は、管理が4件 [+3件]、売買が22件 [▲2件]、賃貸が34件 [▲8件]、解体が3件 [▲1件]、上記以外が7件 [+2件]、複合が34件 [+13件] と昨年より増加しており、所有者は、今後の活用法など空き家を何とかしたいと検討していることが伺える。

(表5)

v) 相談者の所在地別の相談方法

県内在住者が70件 [▲9件]、県外在住者が18件 [+10件] だった。

県内在住者の相談70件のうち、ホームページからが7件 (10%)、市町からの紹介・広報が27件 (39%)、メディア広告からが17件 (24%)、その他が19件 (27%) だった。また、県外在住者の相談18件のうちホームページからが6件 (33%)、市町からの紹介・広報が6件 (33%)、メディア広告からが3件 (17%)、その他2件 (11%) だった。

この結果、県内在住者には、市町からの紹介・広報が有効で、県外在住者には市町からの紹介・広報に加えて、ホームページも有効であることが分かった。 (表6)

vi) 相談者が相談窓口等を知った方法

相談窓口では、ホームページからが13件 [▲1件]、市町の広報誌からが10件 [▲1件]、市町からの紹介が8件 [▲4件]、連携団体からが5件 [▲16件]、メディア広告からが9件 [▲7件] だった。

また、出張相談会では、窓口周知チラシ・パンフレットからが0件 [▲1件]、市町の広報誌からが15件 [+12件]、市町からの紹介が0件 [▲1件]、メディア広告からが11件 [+4件]、出張相談での案内等からは6件 [+3件] だった。

前年度より市町広報の掲載数が減ったが、出張相談会の開催地の市政広報からの反響が大きいことが分かった。 (表7)

v) 空き家の空き家期間等

相談件数104件の相談結果をもとに年代別、所有者の住所地・空き家のエリア、利用希望者の住所地・希望エリア、空き家になっている期間、空き家の築年数、今まで相談したことがあるかどうかを分析した。その結果、これまでに相談したことがない中高年層の相談が、多くは空き家期間10年未満の空き家だった。 (図10~20)

vi) 主な相談事例

主な相談事例を表4に整理した。

表4 主な相談事例

年齢	相談方法	相談種別	相談内容	相談対応	相談時間
60歳代	来訪	売買	亡くなった姉の家を相続したが、他県在住のため頻りに訪れることが難しい。現在、家の中の整理をしており、落ち着いたら売却したい。	当会会員が媒介契約し、売却に至った。	約45分
50歳代	電話	複合 (管理・解体)	今しばらくは維持管理をしていきたいが、いずれ解体をしなくていけなくなるので、解体の見積りも欲しい。また、維持管理をするにあたり、どのようなサービスやシステムがあるか知りたい。	管理サービスの説明をして、資料を郵送した。解体業協会へ見積りを依頼した。	約30分
30歳代	出張相談会	賃貸	現在、A市で借家を探しています。子供がいるので同じ学校区が良いです。	提携先不動産業者に取次ぎした。	約20分
40歳代	メール	管理	現在、海外に住んでいます。両親が高齢で不在になっている家の留守宅見回りサービス会社を探しています。	県南部の空き家管理サービス会社を紹介した。	約30分
60歳代	来訪	複合 (売買、劣化診断)	相続で引き継いだ家。今後、使用する予定がないので売りたい。劣化診断を希望します。	県建築士事務所協会へ劣化診断の取次ぎをして診断した。	約45分

表5 相談者及び相談内容別・相談方法別の相談件数

集計開始時期：平成27年7月1日

		相談方法					
		電話	メール	来訪	相談会	その他	計
空き家所有者本人	管理	2			1		3
	売買	3		2	7		12
	賃貸	2		1	4		7
	解体	1			1		2
	上記以外	1			1		2
	複合	9		3	5		17
	小計	18	0	6	19	0	43
所有者本人以外※1	管理		1				1
	売買	1			1		2
	賃貸	1			1		2
	解体	1					1
	上記以外	1			2		3
	複合	5		1	5		11
	小計	9	1	1	9	0	20
空き家利用希望者	管理						0
	売買	2		4	2		8
	賃貸	9	3	6	7		25
	解体						0
	上記以外	2					2
	複合			2	4		6
	小計	13	3	12	13	0	41
合計	管理	2	1	0	1	0	4
	売買	6	0	6	10	0	22
	賃貸	12	3	7	12	0	34
	解体	2	0	0	1	0	3
	上記以外	4	0	0	3	0	7
	複合	14	0	6	14	0	34
	計	40	4	19	41	0	104

※複合の内訳

売却・賃貸	7件	賃貸・解体	2件
売却・その他	6件	管理・解体	2件
売却・解体	3件	解体・その他	1件
売却・賃貸・解体	4件	管理・売却	1件
管理・賃貸・解体	1件	管理・売却・賃貸・解体	1件
購入・賃貸	6件		

※その他の内訳

- ・劣化診断について
- ・相続について
- ・亡くなった後の準備について
- ・今後の進め方について
- ・解体後の土地の固定資産税について
- ・建物老朽化による契約解除
- ・借家の庭の手入れについて

表6 相談者の所在地別の相談方法

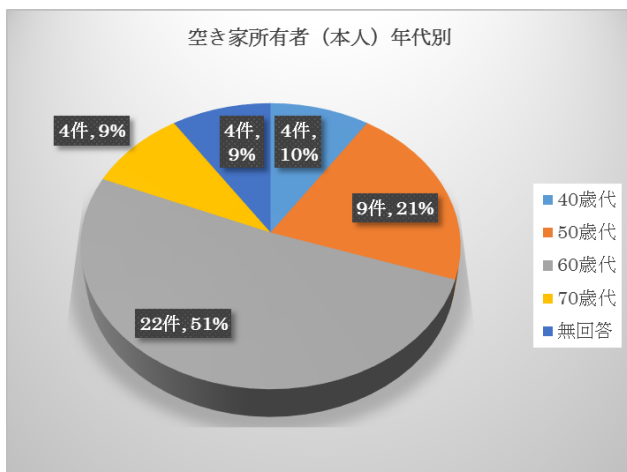
相談者の所在地	電話	メール	来訪	相談会	その他	計
府県内在住者	22	1	13	34		70
府県外在住者	12	1	3	2		18

表7 相談者が相談窓口等を知った方法

集計開始時期：平成27年7月1日

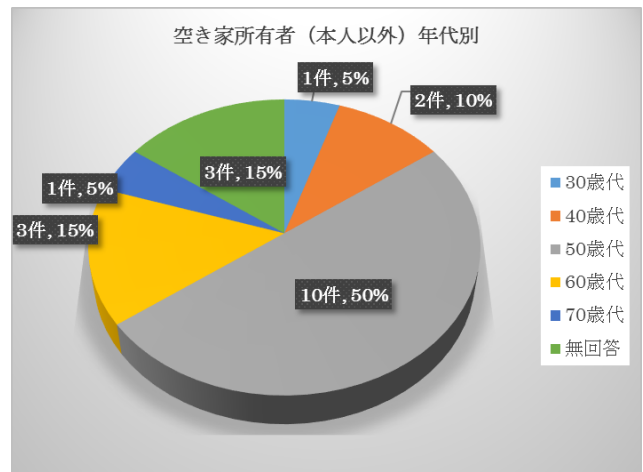
	相談者の内訳	具体的な方法								合計
		事業主体等のホームページ	窓口周知チラシ、パンフレット	都道府県・市町村の広報誌	都道府県・市町村窓口からの紹介	連携団体からの紹介	新聞・雑誌・テレビ等のメディア情報	出張相談での案内等	その他不明	
相談窓口	都道府県内在住者	7		10	3	5	6		5	36
	都道府県外在住者	6			5		3		2	16
	計	13		10	8	5	9		7	52
出前相談会等	都道府県内在住者			14			11	6	3	34
	都道府県外在住者			1					1	2
	計			15			11	6	4	36

図10 相談受付分析 空き家所有者(本人)年代別



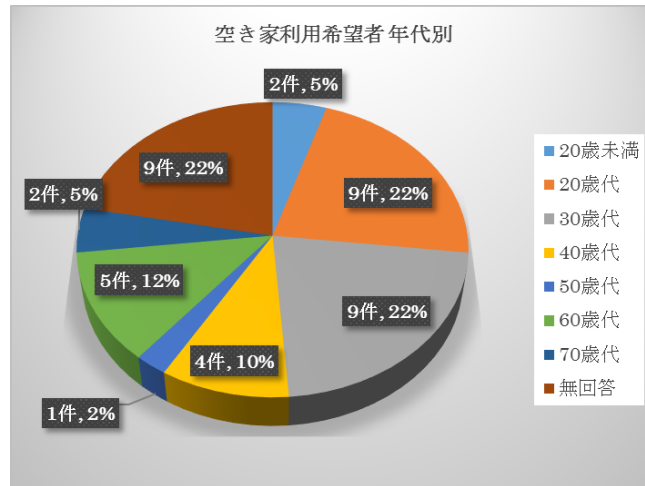
空き家所有者本人の相談は、60歳以上が5割を占める。

図11 相談受付分析 空き家所有者(家族)年代別



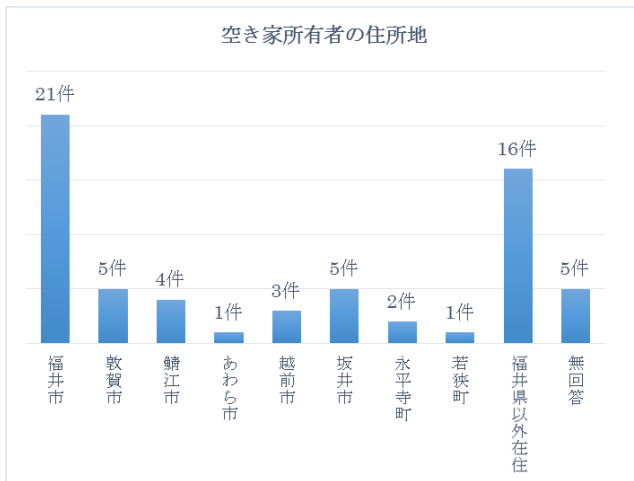
空き家所有者家族の50歳代の相談が最も多かった。

図 1 2 相談受付分析 空き家利用希望者 年代別



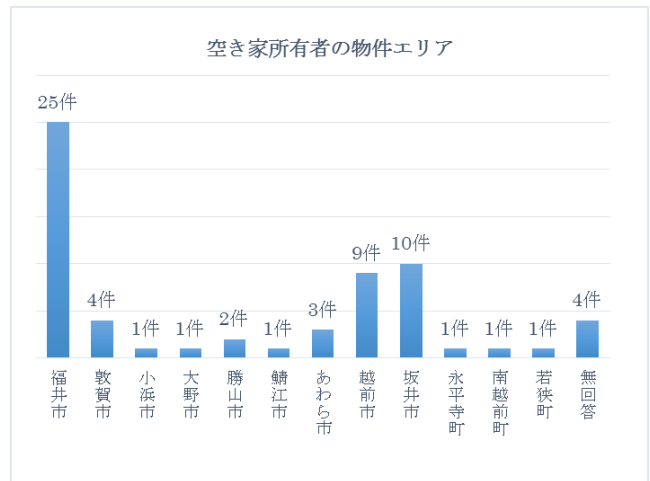
空き家利用希望者からの相談は、ファミリー子育て世代が 50%以上有った。

図 1 3 相談受付分析 空き家所有者の住所地



福井市と県外在住からの相談が多い。

図 1 4 相談受付分析 空き家所有者の物件エリア



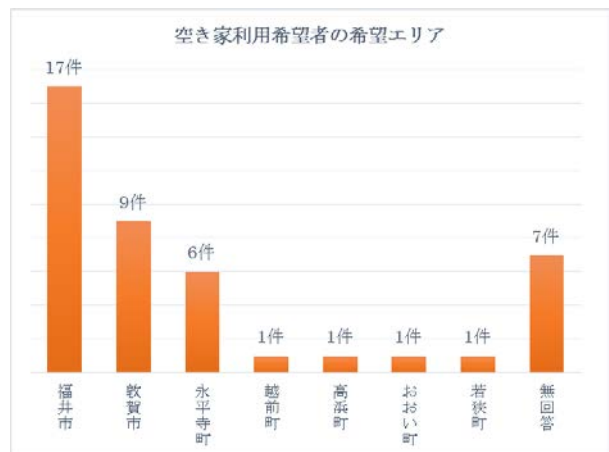
福井市が最も多いが、他市町も広く分布している。

図 1 5 相談受付分析 空き家利用希望者の住所地



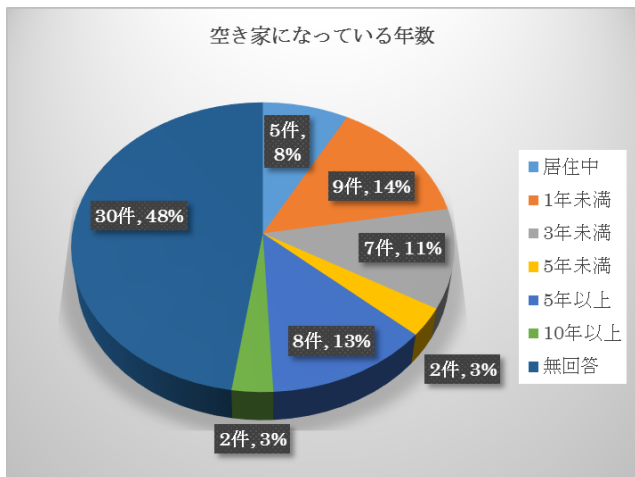
福井市、敦賀市が最も多かった。

図 1 6 相談受付分析 空き家利用希望者の希望エリア



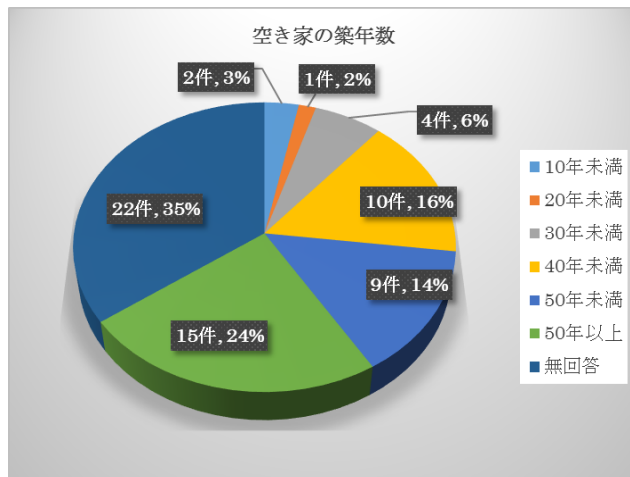
福井市、敦賀市、永平寺町が多かった。

図 17 相談受付分析 空き家になっている期間



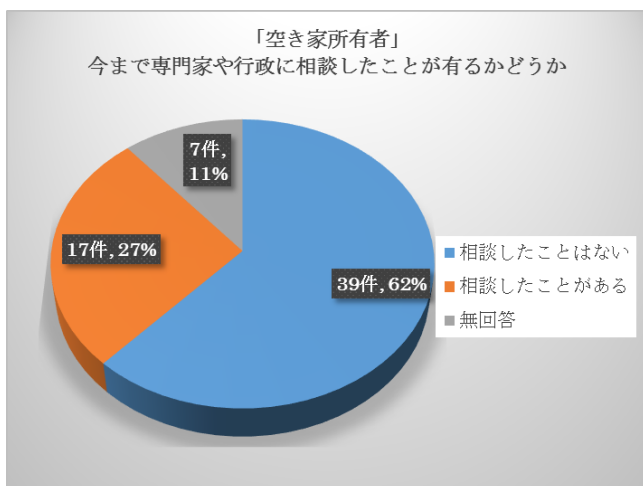
ほとんどが10年未満である。

図 18 相談受付分析 空き家の築年数



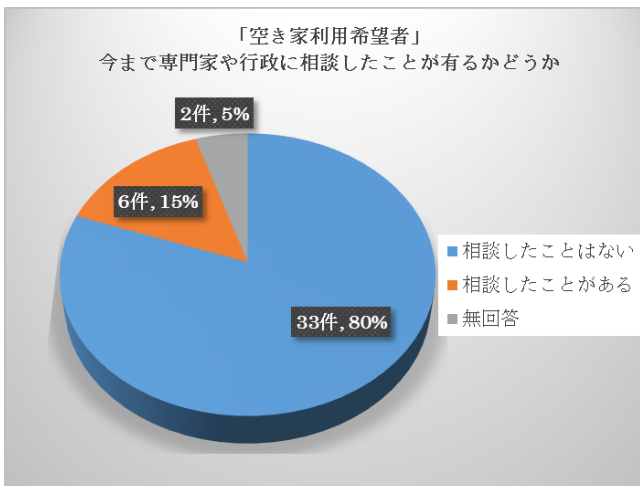
築年数30年以上が50%以上である。

図 19 「空き家所有者」相談したことが有るか



相談したことがない方がほとんどである。

図 20 「空き家利用希望者」相談したことが有るか



相談したことがない方がほとんどである。

表 8 問題解決に至った件数『居住地と空き家所在地』

(売買・賃貸) ※ () 内は賃貸

(件)

居住地 空き家	福井市	坂井市	越前市	鯖江市	あわら市	県外	合計
福井市	7(1)	1			1	3(1)	12(2)
越前市			1	1			2
鯖江市	1						1
勝山市	1						1
合計	9(1)	1	1	1	1	3(1)	16(2)

(解体)

(件)



居住地 空き家	福井市	越前市	県外	合計
福井市	3			3
越前市		2	1	3
合計	3	2	1	6

表9 問題解決に至った事例（一部抜粋）

（事例1）相談時間；45分

種 別	劣化診断	売却
所 在 地	福井市K町	
写 真		
写 真		
相談内容	両親が住んでいたが、10年程前から空き家。前面道路が狭い（2m幅）。土地30坪、建物は築32年。売却したい。	
結 果	劣化診断を利用し、売却募集。駐車スペースがなかったため、前庭を駐車場にした。所有者は金銭面で支出はしたが、劣化診断も活用でき、ほぼ希望通りの金額で売却できた。	

（事例2）相談時間；45分

種 別	劣化診断	売却
所 在 地	越前町O町	
写 真		

相談内容	他県に転居予定なので売却したい。
結 果	他県の方が購入した。 I ターンになるため、越前町の定住補助50万円の対象となった。

(事例3) 相談時間; 60分

種 別	解体	賃貸(貸駐車場)
所 在 地	福井市T町	
写 真		
写 真		
相談内容	2年前に母親が施設に入った為、空き家になった。この間の台風で近所から苦情もあったので、解体したい。	
結 果	福井県建物解体業協会に取次ぎ見積りしたが高額のため、他社で合見積りをして解体した。駅にも近く、立地も良いため、貸駐車場に転用した。	

表 10 問題解決に至らなかった事例（一部抜粋）



（事例 1）相談時間；20 分

種 別	管理
所 在 地	福井市 S 町
相 談 内 容	実家が空き家になって 7~8 年経過している。家の中は今までどおり管理をしていくつもりですが、外部の雑草除去や庭木の剪定等だけをお願いしたい。現地を見ていただいて金額を出してほしい。
結 果	パンフレットと管理代行サービスのチラシを郵送し、お客様に確認したところ、『高いので少し考えます』と言われた。

（事例 2）相談時間；120 分

種 別	解体	売却
所 在 地	越前市 K 町	
写 真		
写 真		
相 談 内 容	この建物は夫の実家で奥様は住んだ事がない。両親が 20 年前に亡くなり、相続していた兄が亡くなり、夫が相続した。夫も 5 年前に他界して奥様が相続した。シルバー人材センターからイノシシの侵入した形跡がある事を知らされて不安になった。敷地境界のヒバも高木になり、近隣より剪定伐採の要望もある。解体すると固定資産税が 6 倍になるとテレビで知った。解体費と売却代金と同額でよいかから買い手を捜して欲しい。隣地の農地も所有しているが小作人が田を作っているのので、稲刈りが終わるまで解体ができない。	
結 果	解体業者に取次ぎ、見積りを依頼した。売れたら解体する話になり、売却を進めていたが、小作人が空き家敷地を無断で通行しており、小作人と協議したが、折り合わず、売却は中断している。	

(事例3) 相談時間：60分

種 別	賃貸	
所 在 地	福井市H町	
写 真		
写 真		
相談内容	今年、空き家になったRC3階建（築44年）店舗兼住宅と木造2階建住宅（築66年）の2棟が有ります。 木造建物は解体する必要があると思うが、RC造建物は貸せるかどうかみて欲しい。	
結 果	RC造2階部分に雨漏れ跡が有る。天井が落ちそうで突っ張り棒をしている。 屋上や外壁の防水や塗装が必要で、多額の補修費が掛けて貸したとしても、補修費は回収できないため、保留となった。 内部の動産をとりあえず処分された。	

5) 効果促進事業

①空き家劣化診断モデル事業

- ・昨年度と同様に、北陸住宅地経営協会や福井県建築士事務所協会と連携し、専門相談員によるアドバイス等で活用法が決まった相談者に対し、空き家劣化診断を実施し、6件診断した。

(表11, 13) (図21~22) (写真3)

- ・なお、劣化診断を受けた利用者に対しヒアリングし、有料化に向けた検討を行った。(表12)

表11 空き家劣化診断モデル事業について

モデル事業の趣旨・目的	相談者から劣化診断の要請があった場合の診断体制の構築や診断ノウハウの蓄積、有料化に向けた検討、診断事例等の相談業務への反映等を目的とする。
診断体制	一般社団法人福井県建築士事務所協会と連携し実施する。 診断後、劣化診断報告書を作成、相談者に提出する。
診断方法	目視による次の場所の点検を行い、修繕が必要な箇所を診断士がアドバイスする。 ≪屋外部分≫基礎、外壁、屋根、雨樋、軒裏天井、バルコニー ≪屋内部分≫床、壁、天井、階段、開口部ドア・サッシ、内部建具 ≪設備≫給排水衛生設備、ガス設備、換気設備、電気設備

図 2 1 劣化診断フロー図

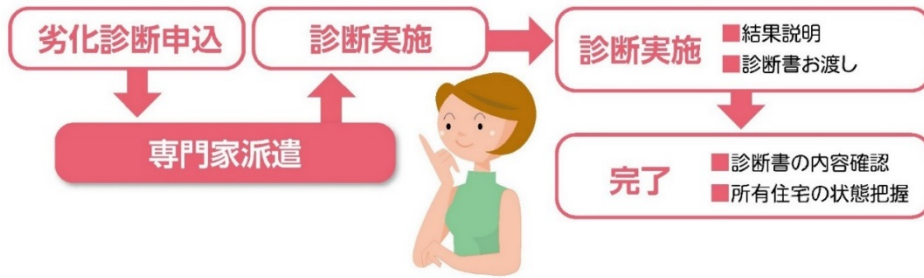


写真 3 劣化診断時の写真



図 2 2 劣化診断報告書

劣化診断報告書

27-2
調査年月日：平成 27 年 10 月 13 日（火）
物件所在地：福井市 町

※外観・内部・指図箇所の写真：別途添付

点検部位	診断士からのアドバイス（※修繕が必要な箇所）	
屋外部分	基礎	特になし
	外壁	ひび割れ・はがれ
	屋根	防水層の破断
	雨樋	特になし
	軒裏（軒裏天井）	割れ・欠損・はがれ
	バルコニー	なし
屋内部分	床	沈み
	壁（室内側）	ひび割れ・変色
	天井	変色
	階段	特になし

建具	開口部ドア・サッシ	網戸の損傷
	内部建具	特になし
設備	給排水衛生設備（浴室、洗面台、台所シンク、トイレ）	停止中
	ガス設備（ガス管、給湯器）	停止中
	換気設備	停止中
	電気設備	停止中
その他		
備考	玄関ポーチ屋根 F R P 仕上げ+P 仕上げとなっているが表面の塗膜がめくれている 外部仕上げサイディングがやり替え時期と思われます。内部 1 階座敷、次の期等白蟻被害あり早急に白蟻消毒と改修が望まれる。他 長・敷居等取り替え・1 階緑色の天井変色。壁仕上げ材に凹凸あり 床フカフカ箇所あり ともに劣化あり。2 階は、リフォームされ、きれいに仕上がっている。階段も OK。玄関入った所の通し柱で下がりを見る南北は OK。西の方に傾斜あり約 1m に 1 cm 位耐震診断及び改修が望まれます。	

※本劣化診断は建物改修を行う場合の参考資料として診断するものであり、建物の性能等を保証するではありません。

上記「劣化診断結果」報告いたします。
平成 28 年 2 月 23 日

所属団体 一般社団法人 福井県建築士会
会長 櫻川 幸夫

表 1 2 空き家劣化診断ヒアリング結果

1. 劣化診断を受けた満足度について

①満足	②やや満足	③普通	④やや不満	⑤不満
4人		1人		

2. 仮に別の物件を持っていたら、今後も劣化診断を受けて見たいと思うか。※複数回答

①受けてみたい	②補助が有れば	③どちらとも思わない	④受けてみたくない
4人	2人		

3. 幾らぐらいなら、診断を受けてみたいか。

①1万円以下	②2万円以下	③3万円以下	④4万円以下	⑤5万円以下	⑥5万円超
2人	1人			2人	

4. 劣化診断を受けた感想について

- 建築士より建物について説明を受けることができて良かった。
- 目視で確認できない部分についても診断が欲しかった。
- 住宅の詳しい状況が知れて良かった。
- 診断料が掛かるのなら、やりたくない。
- 診断はしても良いが、診断料が掛かるとすれば売れるまで払えない。

表 1 3 空き家劣化診断実績

	年齢	所在地	空き家の 特徴	依頼動機	診断結果・アドバイス等
1	60歳代	A市	築40年弱	県外に転居予定なので売却したい。	雨漏りや被災の履歴はなく、その他不具合も発生していない建物で、維持管理が十分行なわれている建物といえる。
2	60歳代	B市	築50年超	約20年前にリフォームした。売却したい。	玄関ポーチ屋根のFRP仕上げ+P仕上げの表面の塗膜がめくれている。外部仕上げサイディングが張替え時期と思われる。内部1階和室等にシロアリ被害が有り、早急に改修が望まれます。
3	60歳代	C市	築40年弱	相続したが、使用する予定がないので売却したい。	最近まで使用されており、また、定期的にも点検されていて良好な状態が保持されている。
4	60歳代	D市	築40年弱	相続したので売却したい。	浴室まわりは水漏れ等の原因による蟻害、腐朽の恐れがあるので詳細な調査が必要と思われる。1階和室天井部に漏水の跡があるので詳細な調査が必要と思われる。
5	60歳代	E市	築40年弱	新築して引越したので、元の家を売りたい。	使用材料の経年劣化が見られ、老朽化感がある。外壁リシンの耐用年数が過ぎており、塗装改修による耐水性の確保が望ましい。
6	60歳代	F市	築50年弱	空き家になって1年未満です。売却したい。	一部、軒裏・外壁・内壁の傷みや劣化は見られるが一般的には良好な状況と考えられる。しかし、その部分の修繕が必要である。

3. 事後評価

① 相談業務に必要となる基礎情報調査

県・市町の支援制度・担当窓口の情報は、昨年度同様、福井県より提供いただき、また、県より各市町にもこの事業の協力を要請したおかげで、昨年度より情報収集を早くすることができた。

② 相談員の研修・育成

今年度は、相談受付員を設置することになったので、専門相談員に引き継ぎを問題なくできるように相談者からのヒアリングを重点とした研修をおこなった。

しかし、簡単な相談内容についても専門相談員に毎回、引き継ぎをしなければならないので、相談者を待たせてしまい、もっと早急に対応できないものかとの意見もあった。

③ 空き家所有者への情報提供に資する資料等の作成

パンフレットに県・市町の支援制度・担当窓口 [27 年度版] を取りまとめたものを折り込むものにした事によって、パンフレットの刷り直しを避けることができ、昨年度のパンフレットをそのまま活用するなど効率化を図れた。

④ 相談事務の実施

相談実績は当初目標 120 件に対して 104 件（86%）だった。

そのうち出張相談会での実績が 41 件（実績の約 40%）だった。

昨年度同様、有料広告や市町の広報による出張相談会の案内は、効果が大きかったように思う。

しかし、空き家特措法が施行されたことや、相談窓口が昨年度より早く設置できたこと、出張相談会の回数を増やした事等によって相談件数が伸びると予想していたが、不動産業他団体でも同じような空き家相談会を多く開催したことで、件数が伸び悩んだものと考えられる。

今年度は相談された方で問題解決まで至った件数が、売買 14 件、賃貸 2 件、解体 6 件であったが、昨年度からの継続相談も売買 7 件、解体 5 件含まれることから、解決に時間がかかるものも多いと思われる。

⑤ 相談を通じて必要とされる空き家等の住宅診断、調査体制の整備（効果促進事業）

劣化診断を受けた利用者に対し、有料化に向けたヒアリングを行った。

その結果、利用者はおよそ 1~5 万円の範囲で売却時になら払っても良いという答えがあったが、先行投資はできないような背景が多かったように思える。調査時間やそれに要する人件費を考えると、利用者が支払い可能とする費用ではビジネスの成立は難しいと思われる。

4. 今後の課題

① 相談業務に必要となる基礎情報調査

各市町の担当窓口や支援制度、各事業所のサービス内容や料金等は日々変更になる可能性が有るため、随時確認を行なうことが必要である。また、地域の空き家実態状況の把握として福井県や各市町と連携し、今後も、情報を共有し、資料に反映していくことも必要である。

② 相談員の研修・育成

今年度同様、のれん会事務局員が、当面の間、相談受けをする必要がある。

相談受付員は、簡単な相談には対応できるよう育成する必要がある。

③空き家所有者への情報提供に資する資料等の作成

県・市町の支援制度・担当窓口の情報、空き家管理サービス内容等の変更が有り得るため、パンフレット、ホームページ等を改訂する必要がある。

④相談事務の実施

空き家相談総合窓口の周知および効果を得るためには、定期的なPRが不可欠である。しかし、事業年度のように広告費用が捻出しづらいことから、市町からの紹介や市町広報をお願いし、無料でPRすることが必要である。

相談者からの相談には、その都度、当会会員が専門相談員となって対応する必要がある。

⑤相談を通じて必要とされる空き家等の住宅診断、調査体制の整備（効果促進事業）

空き家所有者や空き家利用希望者にとって劣化診断は非常に効果的なことがわかったが、今後、有料化するとなると診断直後に診断費を支払って頂けるかどうか心配である。

5. 今後の展開

昨年度、事業終了した翌日の平成27年2月27日より今年度の相談窓口が開始する前日の6月30日までに13件（電話9、来訪3、メール1）の問合せがあった。その相談のうち、今年度の事業開始後、2件空き家が解体された。今年度の事業が開始されていない4ヶ月間は、昨年度製作したホームページの広告と最終月に掲載された市政広報や市町の担当窓口からの紹介による反響だった。

以上のことから、これまでの県・市町の担当者や連携団体・提携不動産会社など「人と人との繋がり」を大切に、経費がなるべく掛からない手法で相談窓口事業を引続き運営していくかを考えなければならない。

当面は、当会の空き家管理サービス業・マイホーム借上げプラン（サブリース）を軌道に乗せ、相談窓口事業の安定化を図る。

長期的に運営するために、県・市町の空き家調査（空き家の実態把握）、空き家情報バンクの運営、空き家相談窓口業務等の業務受託を目指す。

■事業主体概要・担当者名			
設立時期	平成20年1月		
代表者名	代表理事 瀧波 成嘉		
連絡先担当者名	副理事長 吉田 守利		
連絡先	住所	〒910-0854	福井県福井市御幸4丁目12-15
	電話	0776-21-5151	
ホームページ	http:// www.norenkai.or.jp/		